

中部運輸局自動車交通部

令和5年9月21日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官 松岡、桑原 Tel 052-952-8038

中部運輸局 福井運輸支局 輸送・監査担当 下平、浅沼 Tel 0776-34-1602

同時発表:福井県政記者クラブ

トラック事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、車両使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名:山本運送 有限会社(代表者:山本 美津治)

住 所:福井県敦賀市中45号生水尻17-2

営業所:本社営業所(福井県敦賀市中45号生水尻17-2)

2. 行政処分等の概要

処分日:令和5年9月21日

処分内容:① 車両使用停止処分220日車

(8両を24日間、1両を28日間)

② 文書警告

3. 監査端緒

行政処分(令和3年8月25日)により事業の改善を命じたが改善が認められなかったため、監査を実施。

- 4. 主な違反内容及び違反条項
- (1) 届出を行わず、営業所別配置車両数を変更していた。

(貨物自動車運送事業法第9条第3項)

(2) 運転者の勤務時間及び乗務時間について国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

- (3)事業用自動車の定期点検整備記録簿の記載事項が不適切であった。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)
- (4) 点呼を実施していなかった。 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)
- (5) 点呼の記録をしていなかった。 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (6) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (7)業務の記録の記載事項が不適切であった。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (8) 運行記録計による記録をしていなかった。 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (9) 運行記録計による記録に事実と異なる記録をしていた。 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (10) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

(11) 業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導 及び監督が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)

- 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況
 - ・当該行政処分により付された違反点数 22点
 - ・当該事業者に付された累積違反点数 35点